

耳鼻咽喉科教育・育成功労賞規程

令和3年1月15日 制定

(目的)

第1条 卒前・卒後の耳鼻咽喉科医の教育および育成において優れた実績を上げた医育機関を表彰することにより、医育機関における教育・研修・指導の一層の向上および発展に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 表彰は、次の各号に定める者に対して行う。

- (1) 医学教育を通して、多くの耳鼻咽喉科専攻医を輩出した医育機関の耳鼻咽喉科代表者
- (2) 耳鼻咽喉科勧誘および専攻医育成のために優れた取組みを行っている耳鼻咽喉科代表者（もしくは耳鼻咽喉科医）

(表彰)

第3条 受賞者には、賞状および副賞を授与する。

2 受賞者は、毎年若干数とし、該当者がいない年は表彰しない。

(副賞)

第4条 副賞は、次のとおりとする。

- (1) 副賞は総額を200万円とし、受賞機関が複数ある場合は、当該機関数で分配する。
- (2) 副賞は、耳鼻咽喉科医の教育および育成を目的とした鈴鹿有子基金をもって充てる。

(選考)

第5条 選考は、次により行う。

- (1) 卒前・卒後教育委員会は、専攻医登録数の実績および医育機関における専攻医育成および勧誘のための取組みに基づき、第1次選考を行う。
- (2) 企画会議は、前号の第1次選考を参考に審議し、受賞者を決定する。
- (3) 企画会議での審議、決定を経て、理事会で受賞者を承認する。

(その他)

第6条 本規程の実施に関し、必要な事項については理事会の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和3年1月15日から実施する。